

介護保険料の納入通知書を送付

☎ 高齢介護課 ☎0823-43-1651

介護保険料は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合う制度です。財源は公費50%、保険料50%で運営されています。65歳以上の被保険者の方に対し、7月中旬に本年度の納入通知書や納付書を送付しますので、保険料額と納め方をご確認ください。

※特別徴収の方・口座振替依頼をしている方には、はがきで通知します。納付書は送付しません。

区 分	保険料の納め方	対 象 者
65歳以上 (第1号被保険者)	普通徴収 (納付書または口座振替)	①老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方 ②年度中に65歳になった方 ③転入した方
	特別徴収 (年金支給月に年金支給額から天引き)	老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	加入している医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険)の保険料(税)に介護保険分を上乗せして納めます。	

■介護保険料を納めないでいると、期間に応じて介護サービス利用が制限される場合があります！

- ▶ **1年以上滞納**…介護サービスを利用した際の費用をいったん全額支払わなければなりません。
- ▶ **1年6カ月以上滞納**…介護サービスを利用した際の保険給付(介護費用の払い戻し)が一時差し止められます。
- ▶ **2年以上滞納**…介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられます。また、一定の負担額を超えた場合に、超えた分の金額の払い戻しを受けられる制度(高額介護サービス費の支給)が受けられなくなります。

介護保険料は、介護保険事業を運営するための貴重な財源です。
適切な介護サービスを受け、安心して生活が送れるよう、必ず納期限までに納めてください。

■令和7年度介護保険料額

保険料段階区分	対 象 者	介護保険料額	
		年額	月額
第1段階 (基準額×0.285)	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	19,100円	1,592円
第2段階 (基準額×0.485)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	32,500円	2,708円
第3段階 (基準額×0.685)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46,000円	3,833円
第4段階 (基準額×0.9)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	60,400円	5,033円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方	67,200円	5,600円
第6段階 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,600円	6,717円
第7段階 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,300円	7,275円
第8段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,800円	8,400円
第9段階 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	114,200円	9,517円
第10段階 (基準額×1.9)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	127,600円	10,633円
第11段階 (基準額×2.1)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	141,100円	11,758円
第12段階 (基準額×2.3)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	154,500円	12,875円
第13段階 (基準額×2.4)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	161,200円	13,433円

国民健康保険税の納税通知書を送付

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

7月中旬に、今年度(4月～令和8年3月分)の国民健康保険税の納税通知書を送付します。

■国民健康保険税の決まり方

- ・ **納税義務者は世帯主**です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同一世帯に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納税義務者になります。ただし、この場合の世帯主の所得は保険税の計算には含めません。
- ・ 今回の通知は、4月1日から6月30日までに届出のあった国民健康保険資格の異動や所得額の変更を含んで計算しています。7月1日以降に、資格の異動や所得額の変更があった場合は、保険税額を再計算し、8月以降に変更通知書を送付します。

※令和7年度保険税の税率と賦課限度額は、前月の広報または市のホームページをご覧ください。

■国民健康保険税の納め方

- 保険税の納付方法は次の2種類です。納め方は納税通知書に記載しています。
- ▶ **普通徴収(自主納付)**：納税通知書の1期～8期に税額が記載されています。
- ・ 納付書 納期限内に、同封の納付書で納付してください。
- ・ 口座振替 納期限に、指定口座から振り替えます。
- 口座振替を希望する場合は、通帳と届出印を持って市内金融機関の窓口で手続きをしてください。口座振替依頼書は、本庁税務課、各市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所、市内金融機関の窓口にあります。
- ▶ **年金特別徴収(年金から天引き)**：納税通知書の4月～翌年2月の欄に税額が記載されています。
- ・ 年金支給月に世帯主の年金支給額から天引きされます。

※口座振替への変更を希望する場合は、申し出が必要ですので、お問い合わせください。



▲市ホームページ QRコード

マイナ保険証または資格確認書で受診してください

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

現在発行している被保険者証などの有効期限は7月31日です。

これまで発行していた被保険者証は、今後は発行されません。

国民健康保険に加入されている方で、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちの方は、マイナ保険証で受診してください。

また、マイナ保険証をお持ちでない方には、7月下旬に資格確認書を送付しますので、8月1日以降、医療機関にかかるときには、新しい資格確認書を提示してください。

後期高齢者医療に加入されている方には、経過措置として、マイナ保険証の有無に関わらず、加入者全員に資格確認書を送付します。マイナ保険証または資格確認書で受診してください。

Q & A

Q. 新しい資格確認書はいつ送付されますか？

国民健康保険	7月下旬に江田島市から水色の封筒で郵送します。
後期高齢者医療保険	7月下旬に広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒で郵送されます。

Q. 新たな資格確認書はどこが変わりますか？

国民健康保険	色が紫色から水色へ変わります。
後期高齢者医療保険	色が水色からオレンジ色へ変わります。

Q. 有効期限が切れた被保険者証等はどうすればいいですか？

国民健康保険	御自身で処分いただくか、江田島市役所窓口へお返しください。
後期高齢者医療保険	

後期高齢者医療保険料の通知書を送付

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

7月中旬に、令和7年度の後期高齢者医療保険料の通知書を送付します。

保険料の決まり方

- 保険料は加入者ごとに計算され、被保険者一人一人が納付します。
- 令和7年4月から令和8年3月までの12カ月分の保険料を、令和6年中の所得額により計算します。
- 途中で加入された場合は加入月分から計算し、途中で喪失された場合、喪失月分は計算しません。

均等割額
49,621円

+

所得割額
所得割率9.63%

=

年間保険料
(上限80万円)

※1 所得割額＝(総所得金額など※2－基礎控除)×0.0963

※2 総所得金額など…「公的年金等収入－公的年金等控除」、「事業収入－必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除をする前の金額です。